

新居浜市

平尾墓園合葬式納骨施設



近年、生活環境の変化により、お墓の継承や維持管理を続けていくことが困難なご家庭が増えており、このようなニーズに対応できるよう、平成22年4月、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を整備しました。

特徴

- ・ 従来のお墓とは異なり、施設内にお骨を収蔵します。
- ・ 新居浜市で施設の管理を行うため、納骨後の維持管理の心配がありません（管理料は無料）。
- ・ 宗教に関係なく、施設を使用することができます。
- ・ 普段は施錠されていますが、年4回（春秋お彼岸、ゴールデンウィーク、お盆）の期間は施設内に入ることができます（納骨壇の開閉はできません）。
- ・ 普段は正面にある参拝所にて参拝が可能です。



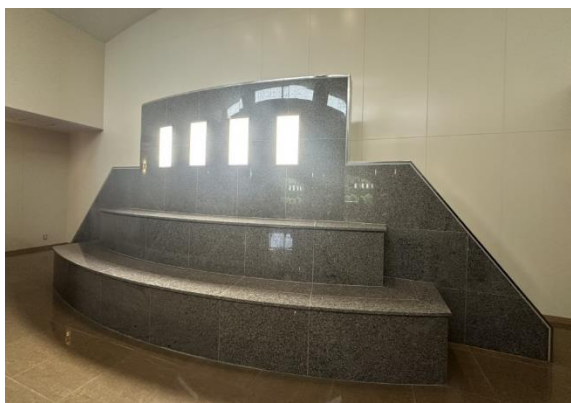
正面参拝所

内観

同施設内に合葬室・ロッカー式の納骨壇があり、選択することができます。



・合葬室



・ロッカー式納骨壇 (1体用/2体用)



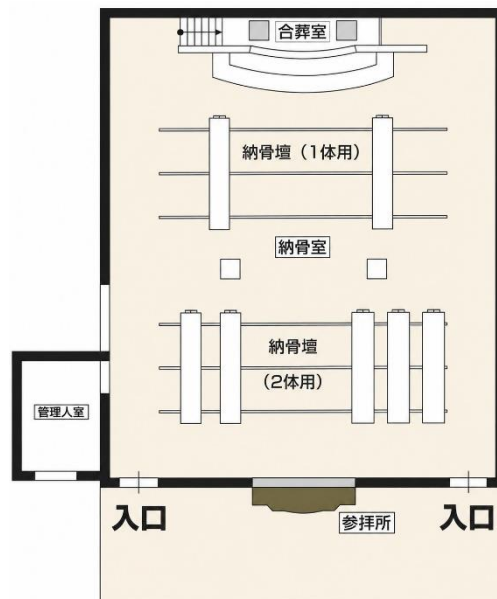
施設概要

・所在地

新居浜市観音原町乙106番地の2 (第2平尾墓園)

・主な設備

合葬式納骨壇 (1体用)	5基500区画 (500体分)
合葬式納骨壇 (2体用)	5基300区画 (600体分)
合葬室	10m ³
管理人室	1室
ソーラー発電設備	ほか



案内図



新居浜 IC 方面

第2 平尾墓園合葬式納骨施設募集要領

《申し込み資格》

- 1 申請する方が、新居浜市に本籍または住所の登録を有していること。
[1の条件に当てはまらない場合]
 - 2 亡くなられた方が、死亡時に新居浜市に本籍または住所の登録を有していたこと。
- ※ 他の市営墓地（墓所）との併用はできません。

《種別》

合葬室

骨壺から遺骨だけを取り出し、他の人と一緒に収蔵します。遺骨は取り出せません。

納骨壇

- ・ 1 体用 一人の遺骨を骨壺に入れた状態で納骨します。
- ・ 2 体用 原則夫婦の遺骨を骨壺に入れた状態で納骨します。

《使用期間》

合葬室

永久に収蔵します。

納骨壇

最大25年の期間内で、希望する期間使用できます。

使用期間中であれば、1回のみ期間の延長ができます。

使用期間が終了した後、合葬室に収蔵します。その際、市からの通知はありません。

合葬室へ移した後は、いかなる理由があっても、遺骨は取り出せません。

※ 納骨壇の使用期間は、許可の日から始まります。

※ 期間延長は、当初の許可日から25年を超えることはできません。

《使用料》 申請の段階で一括納付

合葬室

1体につき11,000円

納骨壇

- ・ 1 体用 1年につき11,000円
- ・ 2 体用 1年につき22,000円

年数	1 体用	2 体用
1	11,000	22,000
3	33,000	66,000
5	55,000	110,000
10	110,000	220,000
15	165,000	330,000
20	220,000	440,000
25	275,000	550,000

※ 1年から25年まで、1年単位で申し込むことができます。

《使用上の注意》

- ・納骨壇に納骨できる骨壺は、6寸以内とします。納骨壇に納骨するときには、骨壺を箱、風呂敷または袋で覆ってください。
- ・合葬室及び納骨壇には位牌、仏具、墓土等、遺骨以外のものを収蔵することはできません。
- ・墓じまいなどで、遺骨を当施設に収蔵する場合、骨壺に雨水が入っていることがあるため、必ず遺骨を乾燥してから納骨してください。
- ・納骨時に持参した物品（仮位牌、杖笠等）については、施設内部に置くことはできません。ご不要な場合は、平尾墓園内の緑のドラム缶に入れてください。市で回収処理を行います。
- ・屋内では、宗教行為はできません。納骨時等に、読経、お焼香やお供えを行う場合は、正面参拝所で行ってください。

申し込みから納骨までの手続きについて

1 使用許可申請（随時受付）

墓所・合葬式納骨施設使用許可申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて提出してください。

(1) 申請者の本籍記載のある住民票 ※住所市内外にかかわらずご提出いただくもの
[申請者の本籍及び住所が市外の場合]

(2) 亡くなられた方が、死亡時に新居浜市に本籍または住所の登録をしていることが明らかにできる書類（亡くなられた方の除籍謄本）

2 使用料の納付（申請から2週間以内）

書類が受理できましたら使用料の納付書を発行します。指定金融機関にて期日までにお支払いください。

3 使用許可証の交付

使用料のお支払いが確認できましたら、許可証を発行いたします。納骨壇の場合は、許可の順に区画番号の指定（選択不可）を行います。許可証は後日発送、または直接ご来課いただきお渡しします。

4 納骨

納骨希望日を決め、納骨届と埋火葬許可証または改葬許可証を環境政策課まで提出してください。納骨ができるのは、12月29日から1月3日を除く日の、9時から16時までの間（土日祝可）です。3日前までに予約が必要です。予約ができましたら指定した日時に、施設で納骨をします。納骨届提出の時点で納骨日時が未定の場合は、決まり次第、お早めに環境政策課までご連絡ください。

手続きは全て郵送での対応が可能です。直接窓口にて手続きを行うよりも時間を要するため、納骨日は余裕をもって決めるようにしてください。